建設会社における災害時の事業継続力認定制度

国土交通省 中部地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

事業継続力認定制度 概要

国土交通省
中部地方整備局

・中部地方整備局では、建設会社における事業継続計画（BCP）の策定を促進し、管内の災害対応の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、地域防災力の向上を目的として令和2年度に認定制度を創設しました。
・申請及び認定は年2回、令和5年2月末時点で258社を認定しています。

申請要件	・建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にある ・中部地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格を有する建設会社（詳細は次頁参照）
申請時期	前期・後期の年間2回 ＜令和5年度＞ ・前期　（新規申請）3月6日～4月28日 　　（継続申請）5月1日～6月30日 ・後期　（新規申請）9月末～11月中旬予定 　　（継続申請）9月末～11月中旬予定 ※詳細な申請期間はHPをご覧ください
認定	評価要領に基づき適否を評価し、評価部会の審議を経て認定
認定証有効期間	新規・継続ともに３年間

認定番号：Cbr○○-○○

中部地方整備局
災害時の基礎的事業継続力
認定証

○○株式会社 殿

中部地方整備局が定める「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」に適合していることを証する。

認定期間　令和○年○月○日から
　　令和○年○月○日まで

令和○年○月○日
国土交通省 中部地方整備局長
○○ ○○

認定証イメージ

令和5年度から適用する改定点

国土交通省
中部地方整備局

▶①認定対象となる建設会社（工事種別）の拡充

大規模自然災害時には、広範囲での緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などのインフラ施設の早期復旧が求められるため、地域・業種に偏りなく建設関係企業全体で地域の早期復旧・復興にむけた支援活動が必要不可欠です。

一部の工事種別に限定していた認定対象となる建設会社を拡充し、全工事種別を認定対象としました。

【改定前】

＜道路・河川・官庁営繕・公園関係＞

工事種別		等級
1	一般土木	B～C
2	アスファルト舗装	A～C
13	維持修繕	－

＜港湾空港関係＞

工事種別		等級
2	港湾土木	A～B
3	港湾等しゅんせつ	A～B

拡充

【改定後】

＜道路・河川・官庁営繕・公園関係＞

工事種別		等級	工事種別		等級	工事種別		等級
1	一般土木	A～D	9	ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装	-	17	さく井	-
2	アスファルト舗装	A～C	10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ	-	18	プレハブ建築	-
3	鋼橋上部	-	11	法面処理	-	19	機械設備	-
4	造園	A～B	12	塗装	-	20	通信設備	-
5	建築	A～D	13	維持修繕	-	21	受変電設備	-
6	木造建築	-	14	河川しゅんせつ	-	22	橋梁補修	-
7	電気設備	A～C	15	グラウト	-			
8	暖冷房衛生設備	A～C	16	杭打	-			

＜港湾空港関係＞

工事種別		等級	工事種別		等級	工事種別		等級
1	空港等土木	A～C	3	港湾等しゅんせつ	A～C	5	港湾等鋼構造物	A～B
2	港湾土木	A～C	4	空港等舗装	A～C			

黄色：新規に認定の対象となった工事種別　水色：認定対象の等級を拡充した工事種別

令和5年度から適用する改定点

国土交通省
中部地方整備局

▶②入札契約時の評価対象

認定を受けた建設会社は「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の次期改定「R5ガイドライン」から入札契約時において評価の対象となります。

【参考】工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（一部改定）説明資料（230306版）9頁より引用

○大規模災害等への備えとして、迅速な応急復旧、社会インフラの早期復旧への対応として、建設会社においても災害時に事業活動が継続できる体制の確保が必要と考え、「事業継続力」の認定を受けた企業について順次評価*（注１）*していく。

■「事業継続力（BCP）認定企業」について *（注１）*

・中部地方整備局事業継続力認定制度にて、認定を受けた企業を評価。
・提出資料として認定証の写しを求め、認定期間が評価基準日を含む場合に評価。

※『認定証』については、中部地方整備局が発行したものに限る（別添参照）

（注１）BCP（事業継続計画）の評価については、次期改定「R5ガイドライン」から適用

参考

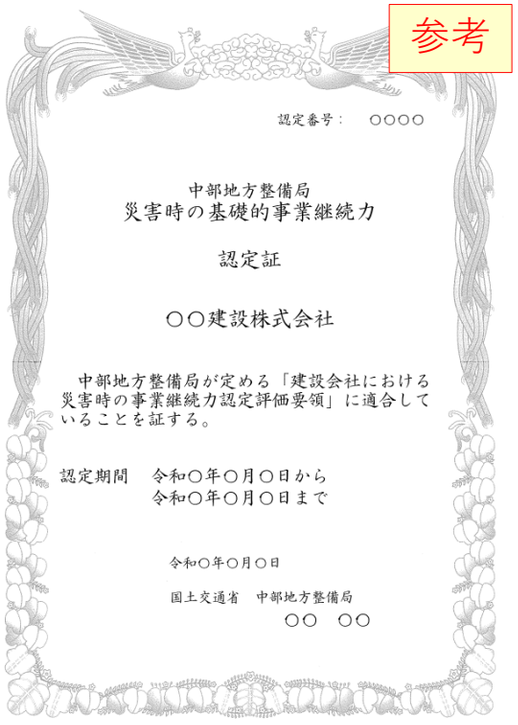

認定番号：　○○○○

中部地方整備局
災害時の基礎的事業継続力

認定証

○○建設株式会社

中部地方整備局が定める「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」に適合していることを証する。

認定期間　令和○年○月○日から
令和○年○月○日まで

令和○年○月○日

国土交通省　中部地方整備局
○○　○○

令和5年度前期の認定スケジュール

国土交通省
中部地方整備局

・新規申請　受付期間：令和5年3月6日（月）～令和5年4月28日（金）
　※審査結果に基づく認定は令和5年7月を予定
　※認定期間は令和5年8月1日～令和8年7月31日の予定
・継続申請　受付期間：令和5年5月1日（月）～令和5年6月30日（金）
　※審査結果に基づく認定は令和5年9月を予定
　※認定期間は令和5年10月1日～令和8年9月30日の予定

「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の次期改定「R5ガイドライン」の適用時期は未定

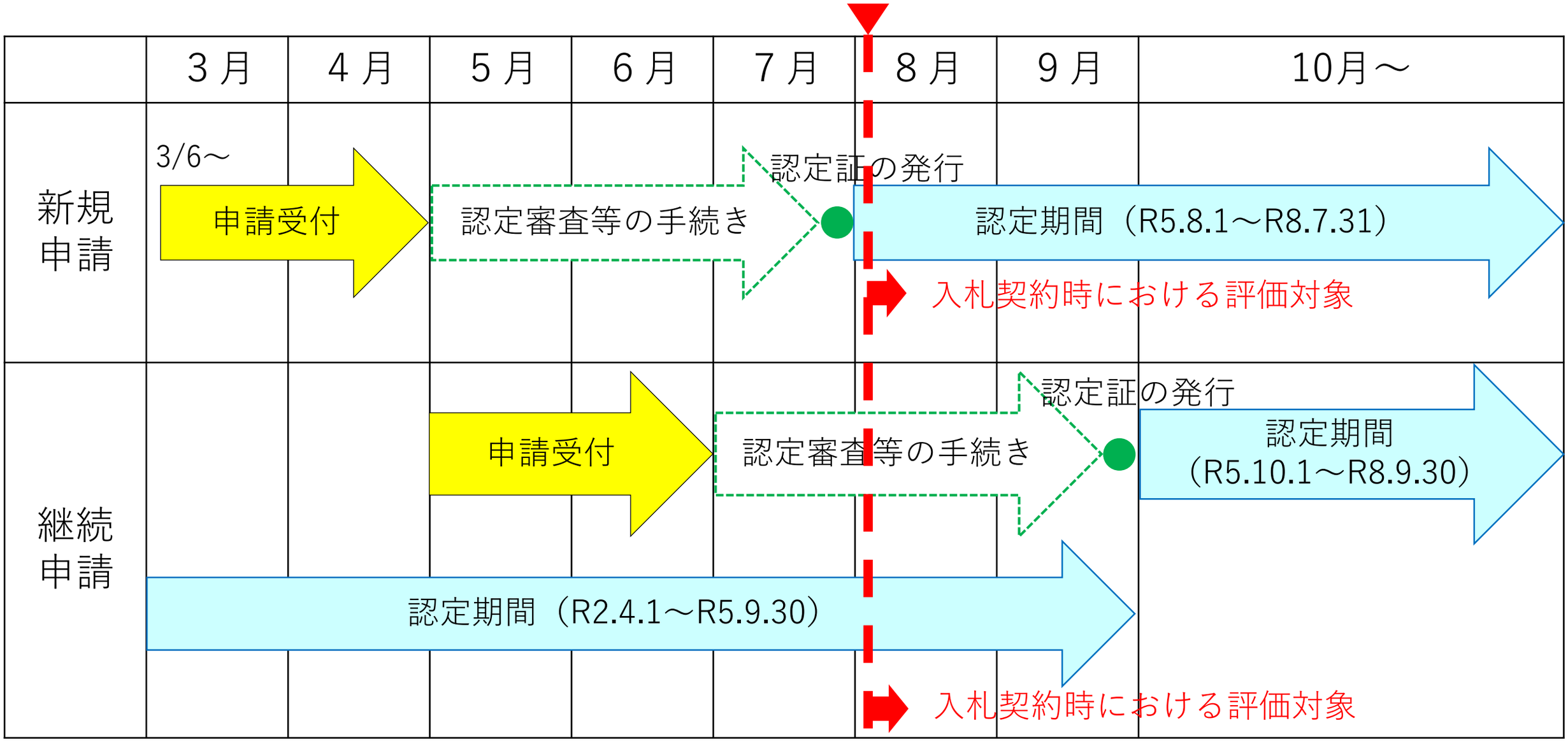

申請手続きの主な流れと申請受付・問合せ先

国土交通省
中部地方整備局

建設会社（申込会社）

事業継続計画（BCP）及び申込書類の作成

- ■事業継続計画（BCP）※
- ■認定申込書
- ■申込書類確認一覧
- ■よくある不適合項目のチェックリスト

※継続申請の場合は認定期間中の訓練・点検等の実施記録を作成

中部地方整備局

❶書類審査
評価要領に基づき作成した書類を審査します。

❷修正依頼
書類審査の結果、修正等の必要がある場合、連絡することがあります。

❸認定可否の判定
認定可否については当局の評価部会で判定します。

申込（2回／年）

受付

❷修正依頼

❶書類審査

❸認定可否の判定

認定証の送付

認定した会社はWebサイトにて公表します

▶一般土木関連

中部地方整備局
災害対策マネジメント室
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052-685-0533
E-mail cbr-saimane@mlit.go.jp

▶港湾空港関連

中部地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課
〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
NUP·フジサワ丸の内ビル（丸の内庁舎）
TEL.052-209-6328
E-mail pa.cbr-bouki@mlit.go.jp

■本日の説明資料は中部地方整備局ホームページに掲載します。
整備局トップ ＞ 防災情報ポータルサイト ＞ 中部地方整備局事業継続力認定制度について